

応急手当普及員・指導員による「普及講習」開催マニュアル

1 開催日の決定について

- (1) 開催日の2週間前までに警防課又は普及講習開催地の直近の消防署（以下「管轄消防署」。）に電話連絡し、開催予定日の借用人形・AED（以下「資器材」）の空き状況を確認する。
- (2) 管轄消防署と貸し出し日の資器材数及び借用時間等を調整し、「普及講習実施計画書」を提出する。

2 注意事項について

- (1) 1人の指導者が指導できる人数は最大10人、資器材は人形2体、AED2器までです。
- (2) 原則、管轄消防署からの資器材の貸し出しとなります。
人形・AEDは高額な資器材のため、愛護的に使用して下さい。
- (3) 受講者名簿に記載した名前の確認をお願いします。
欠席者及び名簿に相違がある場合は、管轄消防署に連絡してください。修了証発行に影響がありますので、必ず確認をお願いします。

3 普及講習修了後の手続きについて

- (1) 講習修了後は、管轄消防署に「普及講習報告書・修了証等交付申請書」と「効果測定」の結果を提出してください。
- (2) 借用資器材に破損等がないことを確認し、時間どおりに返却をお願いします。
何らかの事情により返却が遅れる場合は、管轄消防署に連絡してください。
なお、やむなく破損が発生した場合には、警防課（0952-33-6761）まで連絡をお願いします。
- (3) 管轄消防署にて「修了証」を発行しますので、受講者への配付をお願いします。
※修了証の作成後に管轄消防署から連絡があります。

応急手当普及員・指導員「普及講習」開催 チェックリスト

No.	確認事項	チェック
1	警防課又は普及講習開催地の直近の消防署と開催予定日の日程調整を行う。	<input type="checkbox"/>
2	借用資器材数と貸し出し日時を決定する。	<input type="checkbox"/>
3	「普及講習実施計画書」を作成する。	<input type="checkbox"/>
4	「受講者名簿」を作成する。	<input type="checkbox"/>
5	貸し出し日：「普及講習実施計画書」を消防署に提出する。	<input type="checkbox"/>
6	貸し出し日：「受講者名簿」を消防署に提出する。	<input type="checkbox"/>
7	貸し出し日：消防署から資器材を借用する。テキストを受け取る。	<input type="checkbox"/>
8	指導日当日：「受講者名簿」の名前に間違いがないことを確認する。	<input type="checkbox"/>
9	指導後に資器材の破損がないことを確認する。	<input type="checkbox"/>
10	予定時間どおりに資器材を返却し、「受講者名簿」に問題がないことを伝える。	<input type="checkbox"/>
11	「普及講習報告書・修了証等交付申請書」と「効果測定結果」を消防署に提出する。	<input type="checkbox"/>
12	消防署から「修了証」を受け取る。	<input type="checkbox"/>
13	受講者に「修了証」を配付する。	<input type="checkbox"/>

【問合せ先一覧】

佐賀消防署 (救急課)	佐賀市兵庫北三丁目5番1号 TEL 0952-33-6775 FAX 0952-32-1838	小城消防署 (救急係)	小城市牛津町乙柳894番地1 TEL 0952-66-1541 FAX 0952-66-1542
多久消防署 (消防係)	多久市北多久町大字小侍22番地1 TEL 0952-75-2191 FAX 0952-75-2696	神埼消防署 (救急係)	神崎市神埼町枝ヶ里184番地1 TEL 0952-52-3291 FAX 0952-53-2174
南部消防署 (救急係)	佐賀市川副町大字鹿江1152番地1 TEL 0952-45-6442 FAX 0952-45-4930		
北部消防署 (救急係)	佐賀市大和町大字東山田2739番地 TEL 0952-62-3442 FAX 0952-62-1926	消防局 警防課 (救急防災係)	佐賀市兵庫北3丁目5番1号 TEL 0952-33-6761 FAX 0952-31-2119

指導時において不明な点等があれば、お気軽に消防署までご連絡下さい。